

亀山市告示第63号

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和元年9月24日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第136号）の一部を次のように改正する。

別表B型肝炎の部乳児の項中「8,300円」を「8,454円」に改め、同部長期疾患：幼児の項中「6,896円」を「7,024円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「6,086円」を「6,199円」に改め、同表Hib感染症の部乳幼児の項中「10,540円」を「10,736円」に改め、同部長期疾患：児童（10歳未満）の項中「8,326円」を「8,481円」に改め、同表小児用肺炎球菌の部乳幼児の項中「13,845円」を「14,102円」に改め、同部長期疾患：児童（6歳未満）の項中「11,631円」を「11,847円」に改め、同表水痘の部乳幼児の項中「10,929円」を「11,132円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「8,715円」を「8,877円」に改め、同表BCGの部乳児の項中「9,579円」を「9,757円」に改め、同部長期疾患：幼児（4歳未満）の項中「8,175円」を「8,327円」に改め、同表DPT-I PV4種混合の部乳幼児の項中「13,089円」を「13,332円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒（15歳未満）の項中「10,875円」を「11,077円」に改め、同表不活化ポリオの部乳幼児の項中「11,955円」を「12,177円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒の項中「9,741円」を

「 9 , 9 2 2 円」に改め、同部の次に次のように加える。

D P T 3 種 混 合	乳 幼 児	7 , 8 4 3 円
	児 童	5 , 5 8 8 円
	長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒	5 , 5 8 8 円

別表 D T 2 種 混 合 の 部 乳 幼 児 の 項 中 「 7 , 7 8 2 円」を「 7 , 9 2 6 円」に改め、同部 児 童 の 項 及 び 長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒 の 項 中 「 5 , 5 6 8 円」を「 5 , 6 7 1 円」に改め、同表 M R の 部 1 期 (乳 幼 児) の 項 中 「 1 3 , 5 3 6 円」を「 1 3 , 7 8 7 円」に改め、同部 2 期 (幼 児) の 項 中 「 1 2 , 1 3 2 円」を「 1 2 , 3 5 7 円」に改め、同部 長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒 の 項 中 「 1 1 , 3 2 2 円」を「 1 1 , 5 3 2 円」に改め、同表 麻 し ん 単 抗 原 の 部 1 期 (乳 幼 児) の 項 中 「 9 , 0 9 3 円」を「 9 , 2 6 2 円」に改め、同部 2 期 (幼 児) の 項 中 「 7 , 6 8 9 円」を「 7 , 8 3 2 円」に改め、同部 長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒 の 項 中 「 6 , 8 7 9 円」を「 7 , 0 0 7 円」に改め、同表 風 し ん 単 抗 原 の 部 1 期 (乳 幼 児) の 項 中 「 9 , 1 0 4 円」を「 9 , 2 7 3 円」に改め、同部 2 期 (幼 児) の 項 中 「 7 , 7 0 0 円」を「 7 , 8 4 3 円」に改め、同部 長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒 の 項 中 「 6 , 8 9 0 円」を「 7 , 0 1 8 円」に改め、同表 日 本 脳 炎 の 部 幼 児 の 項 中 「 8 , 1 7 5 円」を「 8 , 3 2 7 円」に改め、同部 児 童 ・ 経 過 措 置 の 項 及 び 長 期 疾 患 : 児 童 ・ 生 徒 の 項 中 「 7 , 3 6 5 円」を「 7 , 5 0 2 円」に改め、同表 子 宮 頸 がん 予 防 の 部 中 「 1 6 , 8 1 5 円」を「 1 7 , 1 2 7 円」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この告示は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の規定により予防接種県外接種を受けた者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。